

令和4年第1回津南町議会定例会会議録

(3月7日)

招集告示年月日		令和4年2月21日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和4年3月3日 午前10時00分			閉会	令和4年3月18日 午前11時39分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
				13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	村山大成	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井 直	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎 健	議会事務局班長	鈴木 真臣		
会議録署名議員	5番	桑原 義信	10番	栞原 洋子			

〔付議事件〕

(3月7日)

- | | | |
|-------|--|-------------------------------------|
| 日程第1 | 承認第5号 | 専決処分の承認について（令和3年度津南町一般会計補正予算（第17号）） |
| 日程第2 | 議案第3号 | 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 津南町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 津南町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号
議案第9号
議案第10号
議案第11号
議案第12号 | 令和3年度津南町一般会計補正予算（第17号） |
| 日程第8 | | 令和3年度津南町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | | 令和3年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | | 令和3年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | | 令和3年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第13号 | 財政調整基金の処分について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 地域経済活性化対策事業基金の処分について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和4年度津南町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和4年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和4年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度津南町簡易水道特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和4年度津南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和4年度津南町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和4年度津南町病院事業会計予算 |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

承認第 5 号 専決処分の承認について（令和 3 年度津南町一般会計補正予算（第 17 号））

議長（恩田 稔）

承認第 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 5 号について主なものを御説明申し上げます。

総務課関係で、歳入で地方交付税の増。歳出で、雪捨て場管理委託料及び除排雪委託料の増でございます。

福祉保健課関係で、歳入で災害援助費県負担金の増。歳出で、要援護世帯の除雪作業報酬、障害物除去作業委託料、機械借上料及び災害救助業務に関する事務費の増でございます。

いずれも 2 月下旬からの豪雪に対するもので、緊急を要する事業であったため、2 月 23 日付け専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

要援護世帯の委託料です。2,400 万円ばかりなのですが、これは災害救助条例に基づく委託料ということですね。2 月 25 日なのですが、私の共産党の国会議員の武田参議院

議員が来町したのですが、その時は副町長が対応くださったのですけれど、その前にも町長にもお聞きしたのですが、「豪雪ですので災害救助法の適用をしてもらえないか。」というお話をしました。県のほうには、町長から災害救助法の申請をしたいというような声掛けはしたそうなのですが、県のほうからは、「建物の倒壊とか人命にかかわるような事態でないと災害救助法の適用にならない。」と言われて、そのまま引き下がっていたわけです。国会議員が来た時にも、十日町地域振興局のほうにも交渉に行きました。その時は、「確かに町のほうからもそういう要請があった。」と。あったけれども、県としては、「災害救助法を運用して、どんなことでも良いから、とにかく自治体から助けてくれとか、こういうことをしたいけれども、県のほうで対応してくれというような要請をどんどん上げてほしい。」というようなことを十日町地域振興局のほうからも言われました。やっぱり津南町は、豪雪、除雪関係、こういうことに対して弱腰だというふうに言われています。もっと積極的にこの対応をしていただいたほうが良いのですけれど、町長は、「風評被害がありますから。」と、そういうふうなことをおっしゃいました。町長、風評被害とはどういう被害なのですか。

議長（恩田 稔）
町長。

町長（桑原 悠）

まず、振り返ってみますと、2月23・24・25日頃、当町の積雪がピークになった時点でございます。確かに、大変な大雪であった。また、ニュース、報道等でも観測史上最大の4m超えの積雪となったというふうな報道がございました。観測史上最大という言葉はありましたけれども、平成2年のアメダスの観測地点の設置以来多かったということでございました。一時的な降雪につきましては、災害と見るべきだろうと思っております。県のほうにも、防災局などに災害救助法の適用について働きかけました。ただ、今回は、法の適用にならなかったということでございます。今後、県のほうにも申し上げておるのですけれども、一時的な降雪が上昇基調のときに法適用について働きかけて、「ピークになったときではなくて、上昇している段階で、もう既に適用してほしい。」というお話はさせていただいているところです。私も職員も除雪隊も含めてですけれども、いろいろな危ない場所に出していて、万が一何かがあったらどうするのかという思いで、国のほうにも県のほうにも積雪の基準の引下げと法適用について強く働きかけてまいりたいと思っております。今週金曜も所要で上京する機会がございますので、地元選出の国会議員に対しましても要望活動をしてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

事故が起きてからでは遅すぎるのですよね、この災害救助法の適用にならないというのは。だから、とんでもないことだと思うのです。ただ、町長、「風評被害で町が負担になる。」

というようなことを私たちが行った時にありましたけれど、風評被害とはどういうことですか。一言で。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

例えばの例を出しますが、沖縄県は台風の多い所でございます。一時的に台風が通過するときに災害が起こることがございます。ただ、一年を通して住みやすいということで、移住されるかたも多いような地域の一つでございます。当町は、雪が多く降るということで知られた地域ではございますが、それは住民にとっては、日常生活もしっかり雪の多いなかでも送ることができているという一方で、一時的な降雪というのは災害と見るべきだというふうに割り切って考えるべきだろうと思っています。風評被害は風評被害で、雪が多いことによる、それはいろいろなことはあるかもしれませんが、法適用に関しては割り切って、一時的な異常な降雪の場合は、法適用、また、条例適用について強く働きかけてまいる必要があると思っています。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

風評被害といっても、町長の思われていることと、住民や町外の人たちが聞いて「何が風評被害になった？」というようなことも聞かれます。だから、豪雪を恥じるのではなくて、もっと全国に発信して、ここは豪雪地なんだというのを逆手に取って宣伝すれば良いのではないですか。一時的でも持続的でもいいですけど、豪雪地なので、もっと積極的に。県のほうもおっしゃっているわけですから、具体的な要望を県に上げてほしいと。要援護世帯は、今回、対応していただきましたけれど、このほかにもいろいろあるわけですから、そういう声をもっと具体的な内容を、これから県のほうにも国のほうも発信してください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員の御指導はごもっともと思っています。大変すばらしい御指摘、ありがとうございます。先日、2 日から国土交通省の北陸地方整備局に要請させていただきまして、11 t の除雪用ブルドーザが入っております。このおかげで町の除雪隊は、町内各所で除雪を進めることができまして、こういった要望も今後も必要に応じてやっていきたいと思っていますので、今回については、国土交通省のブルドーザをお借りして、3 月中、除雪を進めるということでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

今の要援護世帯の除雪作業の委託料なのですが、要援護世帯に対しては、民生委員さんががんばって回って、ほとんどの所は網羅したと思いますが、その枠を広げたところ、そこまでの対応が本当に遅かったように思います。どういうふうにそれを行ったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

通常時の除雪券を出させていただいている世帯に加えて、条例適用時、こういった世帯をとこのところ、平時から民生委員の皆様をお願いをしております、拾い出しをしていただいております。その拾い出しをしていただいている世帯につきましては、すぐ対応を取らせていただきました。また、さらに、拾い出しの中で見落としがあるかもしれないというところ、そこを見つけなければいけないということで、23日にすぐに私どものほうから民生委員さんのほうに電話で連絡をさせていただきまして、対象となる世帯にも何かあればすぐに連絡をくださいということで連絡を取らせていただいたところでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

すごく対応が遅くて、4日まで除排雪できなかった所がかなりあります。そういったことで、十日町市の例で言いますと、そういう所のリストを作って、民生委員さんの協力を得て、回ってもらうという方法も取ったりして、素早く対応しているみたいですが、津南町においては2日になってやっと掘ってもいいという連絡が来て、予算が出るということでそういう連絡があつたりして、もうとても対応が間に合わなかったとか、そういうことがありました。やっぱり23日に災害救助条例が適用されたので、本当に素早い対応をしなければ、行うことができなくなります。民生委員さんにリストを配って協力してもらうとか、そういう点ではいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

先ほど申し上げさせていただいたのですが、平時から拾い出しを進めさせていただいておりますので、そういったなかで、今回、実際の認めるに当たって、更に必要だと思われるかたがきつとより分かったところもあるかと思っておりますので、そこの平時からの拾い出しをしっかりとやらせていただくなかで対応させていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第5号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 2

議案第3号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、令和4年4月1日施行予定の事項について、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員（主に会計年度任用職員）の育児休業、介護休暇等の取得要件緩和等に関する所要の改正を行うものです。非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和について及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置についてであります。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。
2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

妊娠した職員の配偶者が育児休業を取得する場合、男性職員についても同様な規定なの
でしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今回は、配偶者の規定もございますけれども、いわゆる正規職員につきましても、育児
休業の規定が定められておりますので、条例の中で対応していきたいと思えます。なお、
津南町役場においても、男性職員で育児休業を取った職員はございます。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

この条例は、会計年度任用職員のことだということですが、育児休業、介護休暇
の改善がされたとか緩和がされたということですが、時期がちょっとはっきり分から
ないのですけれど、調理員のかたが町長のほうにこういう内容のことを要望されていたと
いうことでした。その要望が実ったということなののでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

調理員のかたから要望書等は以前も頂いております。今回、国の制度に基づきまして改
正する条例になっておりますけれども、そういう要望について、認められたものと考えて
おります。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

この対象者は、やっぱり学童保育、保育士、学校支援員などもみんな対象になるという
ことですね。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

町で任用している会計年度任用職員全てが対象になりますので、今おっしゃった職種のかたも対象となります。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 3

議案第4号 津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附、企業版ふるさと納税について、寄附金の受入れを行うため、津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

総務課長に1点だけ。教えてください。この津南町の場合、ふるさと納税の個人と法人の割合というのはどのくらいでしょうか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

個人につきましては、今までずっと来たものが全て個人でございます。また、法人につきましては、今回、この企業版というのが今年度初めてということでございますので、今のところ2件の法人のかたからいただいております。よろしくお願いいたします。

議長 (恩田 稔)

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

今ほど2件ということでありましたけれども、今後、町は、企業版ふるさと納税に対しまして、どのように周知をしていかれるか、その辺について教えてください。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

町長の一般質問の答弁の中でもあったとおり、これから企業に対しまして、特に町長が先頭に立って寄附の依頼をしていくような、そういう活動をしていくことになってございます。

議長 (恩田 稔)

10番、栞原洋子議員。

(10番) 栞原洋子

寄附をされたかたが指定した事業、具体的にこういう事業に使ってくださいというのがあると思うのですが、その辺を教えてください。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (村山詳吾)

今回のこの条例につきましては、地域再生計画で定める寄附の活用事業ということで、この事業というのが、この計画の元となるものが町の総合振興計画になってございます。

なので、町の総合振興計画に載っている事業に対しまして、寄附される企業のかたが賛同されて、こういうものに使ってもらいたいというような意向があったら、それを伺いながら、その事業に充当させていただきたいと思っております。今回の今年度行う2件の法人のかたに対しても意向をお聞きするなかで、町の対象事業に充当させる予定でございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第5号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられます。このたび、均等割保険料軽減に係る端数処理について国から示されたことから、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第6号 津南町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町営住宅の入居者の選考について、配偶者等による暴力被害者を寡婦、老人、障害者と同等の取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、建設課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第7号 津南町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

子育て支援住宅について、入居条件を子どもがいる世帯だけでなく、現在、子どもがいない新婚世帯などに拡充し定住を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、建設課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

換気のため、11時まで休憩いたします。 —（午前10時47分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前11時00分）—

日 程 第 7

議案第8号 令和3年度津南町一般会計補正予算（第18号）

日 程 第 8

議案第9号 令和3年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日 程 第 9

議案第10号 令和3年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日 程 第 10

議案第11号 令和3年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日 程 第 11

議案第12号 令和3年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（恩田 稔）

議案第8号から議案第12号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第8号から議案第12号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、地方交付税の増、社会保障税番号制度システム整備費国庫補助金の増、豪雪地帯安全確保緊急対策国庫交付金の増、電源立地地域対策交付金の増、工業統計調査準備委託金の減、基金運用収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、デジタル基盤改革支援補助金の増、新潟県市町村振興協会交付金の増、施設整備事業債、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の減。歳出で、庁舎燃料費の増、十日町地域広域事務組合負担金の減、損害賠償金の増、電算処理委託料の増、除雪経費の増、基金積立金の増、ほくほく線鉄道安全輸送事業補助金の増、ふるさと納税事務費の増、衆議院議員総選挙費予算の組換え、統計調査消耗品費の減、住宅用防火対策設備補助金の増、除排雪資機材購入費の増、公債費元金の増及び利子の減などがございます。

税務町民課関係では、歳入で既存住基戸籍システム改修費国庫補助金の減。歳出で戸籍システム改修委託料の減でございます。

福祉保健課関係では、歳入で保健衛生費受託事業収入の増。歳出で、障害福祉費及び老人福祉総務費の財源変更、健康増進事業費補助金返還金の増、AED購入費の増、風しん予防接種事業補助金返還金の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で農林水産業費県補助金の増。補助金返還金の増。歳出で、スマート農業機械導入補助金の増、農道保全対策点検委託料の増、新規就農者支援対策事業補助金の減、小水力発電事業予算の組換えなどがございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、飲食店時短要請協力金支給事務補助金の減、商工寄附金の増。歳出で、飲食店時短要請協力金及び事務費の減、飲食店等経営安定化支援事業補助金、消費拡大キャンペーン補助金及び時短要請協力店給付金の減、観光施設修繕料の増などがございます。

建設課関係では、歳入で、道路橋梁費国庫補助金の減、住宅改修事業国庫補助金の減、県単林道事業補助金の減、住宅費県補助金の減、災害復旧事業県補助金の増。歳出で、農業集落排水事業特別会計繰出金の増、林道測量業務委託料の減、道路維持修繕料の増、道路測量調査委託料の減、町道改良舗装工事費の減、除雪隊報酬の増、除雪機械消耗品・修繕料・燃料費の増、除雪委託料及び除雪機借上料の増、除雪機械購入費の減、住宅管理補助金の減などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、苗場山麓ジオパーク栄村負担金の減、自律分散型エネルギー設備等導入推進事業国庫補助金の減、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業国庫補助金の減、保育士等待遇改善臨時特例交付金の増、埋蔵文化財国庫補助金の減、埋蔵文

化財調査委託金の増、埋蔵文化財調査事業県補助金及び県委託金の減。歳出で、放課後児童指導員報酬及び一時保育サポーター報酬の減、保育所通園費補助金の増、各種研修会参加負担金の減、保育士人件費の減、除雪経費の増、保育園増築工事関連事業費の減、自動車借上料・施設使用料・研修会参加負担金の減、指導主事人件費の減、広島原爆記念式典参加旅費補助金の減、外国語指導助手事務負担金の増、除雪作業委託料の増、小中学校コンピューター関係消耗品及び備品購入費の増、学校管理費の財源変更、中学校修学旅行キャンセル料補助金の増、給食センター施設整備工事費の増、公民館修繕料の増、遺跡発掘調査事業費の減、電気料及び機械借上料の増、農と縄文の体験実習館報酬の減、ジオパーク推進費の財源変更などでございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増、災害臨時特例国庫補助金の増。歳出で過誤納保険料還付金の増でございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、水道使用料の減、簡易水道事業県負担金の減、前年度繰越金の増、公営企業会計適用債の減。歳出で、法適用化支援業務委託料の減、消費税の増、水道管理人報酬の増、修繕料の増、工事請負費の減でございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、下水道使用料の減、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金の増、前年度繰越金の増、下水道事業債の減。歳出で、法適用化支援業務委託料の減、消費税の増、修繕料の増、終末処理場工事委託料・計画策定業務委託料の減でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、農業集落排水事業県負担金の減、一般会計繰入金金の増、公営企業会計適用債の減。歳出で、法適用化支援業務委託料の減、消費税の増、農業集落排水施設建設工事費の減でございます。

細部につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、税務町民課長（小島孝之）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（村山大成）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

—（午前11時57分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後1時00分）—

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

1 点のみであります。寄附金については総務課ということでもありますので、ふるさと支援まちづくり寄附金については上々のようでありますけれども、観光地域づくり課長のほうから商工費の関係で寄附金の 100 万円でありますけれども、㈱クリアーウォーター津南ということでありました。これについて、よく理解をしております。

あと、私は、東京に会社訪問をして 100 万円を入れてもらいましたけれど、これはどこに入っているのか、お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

まず、前段の商工費寄附金でございます。通常、一般の寄附金であれば、総務課のほうで御説明させていただくのですが、今回の場合、商工費、まちなかオープンスペースの設計に関わるものということで御寄附いただいておりますので、商工費寄附金ということで上げさせていただきました。

後段の、先般、草津議員からもお話があった法人からの寄附でございますけれども、この次の補正予算、3月の最終議会になりますけれども、そちらのほうで対応させていただく予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。先ほどの条例の改正の関係があったものですから、併せてするのではなくて、ちょっと時期を遅らせてさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（恩田 稔）

9 番、吉野徹議員。

（9 番）吉野 徹

すみません、ちょっと教えてください。総務課長に。歳出の中の総務費一般管理費の中です。先ほど、21 節の補償金のご説明をいただきました。正面の住宅というお話をいただきましたけれど、その住宅というのは特公賃、町の住宅ですか。そして、車を潰したとかということで 44 万円ということで伺いましたけれども、ここは全部入っていらっしやいまして、屋根の雪とか、入っているかたが管理するのではないかと考えておりますし、もし、車も壊した場合には保険対応になるのではないかと考えておりますけれども、これは町のほうから出ているので、これについて教えてください。

それから、24 節、積立金。これも先ほどの減債基金の積立金ということで 5,885 万 5,000 円、これは令和 4 年度から令和 20 年度ということで 16 年間と伺いましたけれども、減債基金の積立金、今、総額で大体どのくらいになっているのですか。

議長（恩田 稔）
総務課長。

総務課長（村山詳吾）

最初の賠償金のご関係でございます。正面住宅団地なのですけれども、屋根雪が落下したことで、その下に停めていた車がへこんで、その修繕及び修繕中の代車の代金です。本来、もう建ててから年数もたっておりますし、使用者の責任で屋根雪の落ちるような所に置いておかないというのはまず基本なのですけれども、町の対応としまして、いわゆる危険周知、「屋根雪が落ちますよ。」とか、そういう貼り紙とか看板をしていないという、そこで保険の対応にならないということで、全額町が負担しなければならないという、そういうような連絡をいただいております。今後、そういうような貼り紙、看板等の対応をする予定にしております。

それから、減債基金の積立金ですが、副町長のほうからお願いします。

議長（恩田 稔）
副町長。

副町長（根津和博）

私のほうで資料がありましたので、減債基金の令和3年5月末時点で2,811万6,381円でございます。

議長（恩田 稔）
9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

総務課長、今ほどお話いただきましたけれども、本当は入っているかたの責任なのですよね。ですから、そういうところは、やっぱりきちんと皆様がたからしていただかないと次から次へと。あそこは結構住宅にいっぱい入っていらっしゃいますので、すごいお金になってしまうと思うので、ぜひ町のほうから、そういったなかで責任持ってやってください。強い言葉でお話していただければ、大変良いのではないかなと思っています。

減債基金のほうは分かりました。ありがとうございます。

議長（恩田 稔）
2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

二、三点お聞きします。

まず、12ページです。新規就農者支援対策事業の減ということですが、これは予定されていた新規就農者の募集ができなかったということでしょうか。

その下の飲食店時短要請協力金の補助金が減額になっておりますけれども、この減額になった分というのは、その後、県に返されることになるのでしょうか。もし、あれでしたら、ほかの事業をやっていただければと思います。

それから、18 ページ、保育園関係のものです。今度、説明会をされるということですが、保育園に掛かった費用とか、減額になったものとか、整理されて出てくるのでしょうか。どのくらい必要なものが出て、どのくらいだめになったものがあったということはきちんと示していただきたいのです。いろんな所で保育園の駐車場の雪消しとかにお金が掛かったので増額とかというのがいろいろあるわけですが、わかば保育園の場合、保育園の保育士たちの車はみんな(株)竜ヶ窪温泉の駐車場に置かれておまして、なおかつ保護者の送迎もみんな(株)竜ヶ窪温泉の駐車場を大体利用してやっているということなので、(株)竜ヶ窪温泉に対して、今は事業者には任されているわけですから、そんなに甘えて良いのかというのが私はいつも疑問なのです。それについてどういうふうにお考えになるのでしょうか。

以上です。

議長（恩田 稔）
農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

新規就農者の関係でございます。少し複雑な中身になるので、お伝えできるかどうか分かりませんが、去年の3月議会の時もお話させていただいたのですけれども、国の新たな制度で前倒し交付というのがあるのです。そういうものが去年からできて、本来であれば、令和3年度になってから支出しなければいけないのですけれども、令和2年度分の予算で支出できますということで、農家からすると、二、三か月早く頂けるということで、皆さんに確認したら、それをぜひやってほしいということで、当初の予算からその分が減っております。あと、うちの担当のほうで、もう2名、本来であれば話があったのですが、そのかたがたの予算も計上していたのですけれども、そのかたがたから申請がなかったということで、大きな金額ですが、こういうかたちになりました。あと、今年度のかたもいらっしやるので、それを足し算、引き算とかをしていくと、こういったかたちで複雑な数字になるのですけれども、この新規就農の資金が欲しい、この事業のお金が欲しい、ぜひ対象にしてほしいということで対象外になったとか、そういった事例はございません。

議長（恩田 稔）
観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

飲食店時短要請協力金につきましては、県の補助要綱に基づきまして支出をさせていただいているものになります。当初、県のほうからは、保健所に登録している飲食・調理施設全てをリストアップして、そのうち対象となる施設に関しては、その中から選ぶというかたちになるのですけれども、かなり大きな件数×協力金の額というかたちで示されており

ました。それを実際に9月の要請をやってみると、実質それほどいかないということが分かっておりまして、県のほうには、最終的にその分の実績に応じて県の補助金をくださいというかたちで申請をしておりますので、町のほうに余っているというものではないです。

それから、関連しまして、保育園の(株)竜ヶ窪温泉の駐車場の件なのですけれども、今年の4月に新しい経営会社に来ていただけるということになった時に、実は、実態として、このように保育園等の先生がたが停めさせていただいているということについては説明させていただいて、御了解をいただいております。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

それでは、ひまわり保育園の関係でございます。先ほど、総務課長のほうで継続費補正の所でも少し御説明をさせてもらったところがありますが、令和3年度、4年度、5年度については、そこに記載のとおりでございます。令和3年度分については5,121万3,000円ということですが、これが保育園の園庭造成工事の部分、保育園の補助金申請業務の部分ということで残っております。これについては、また清算をさせていただくということにはなりませんし、また、令和2年度、3年度の分については、12月だったでしょうか、議員の皆様「令和2年度はこういった工事をやりました。令和3年度はこういった工事をやりました。」ということで歳出の御提示をさせていただいているかと思っておりますので、まだ不足な資料があれば、直接来ていただいて、こういうものが欲しいということであれば、出せるものはお出しをしたいと思います。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

教育委員会に2点、観光地域づくり課に1点、あと、全般を通して1点、お聞きしたいと思っております。

まず、教育委員会のほうですけれども、保育士の待遇改善ということで、歳入で五十数万円、これは9月までだけれど、とりあえず2月・3月分だという話をお聞きしました。ところが、歳出を見ると、保育士の賃金が600万円ほど減額補正しているのです。片方で賃金を上げなければいけないと言って、片方で減額補正をする。多分これがプラスマイナスで相殺しているのかなというような感じがするのですけれども、せっかく余らせるのなら、もう少し国が保育士の待遇を上げようと言っているなかで、この前回の56万円の際には正規職員は入っていませんでしたね。パート職員と会計年度任用職員だけ、3,000円から6,000円だったような。正規職員は、いろいろ給与規定があると思うのですけれども、国がそういう号令をかけているのであれば、もう少し考慮したら良いのではないかと思うのですけれども、この辺の歳入と歳出の関係がどういうふうになっているのかが1点。

それから、中学校の給食センターで空調がもうだめになったから替えなければいけませ

んよということで、これは大いに理解しますけれども、ただ、3,800万円という相当高い金額が出ているわけです。多分、給食センターは、作る所と休憩室といろいろといったって二部屋か三部屋くらいだと思うのですけれども、これで3,000万円以上も空調に掛けるというのはよほどすばらしいものを造るのかなと思ったのです。その辺、どういうふうな内容か教えてください。

それから、観光地域づくり課ですけれども、商工観光費で4,700万円減額補正されています。これを見ると、新型コロナウイルス感染症関連の補助金キャンペーンのそういった減額で4,700万円上げているのですけれども、安定化事業補助金、消費拡大キャンペーン、新型コロナウイルス感染症対策、時短要請、軒並みに1,000万円前後の単位で減額補正しているわけですが、これは見込みを間違えたのか、それとも、実際にこれだけ必要なのだけれども申請がなかったからこれだけ余ったのかというのを、この辺を教えてください。

最後に、建設課は大分歳入も歳出も減額補正をやっているのですけれども、昨年の決算の時に、課によっては数千万円から億近くの不用額というものが出ております。ただ、その時に、「3月末の補正で減額関係をきっちりやって、こんなに大量に出ないようにします。」というお約束をいただいているのですけれども、今回、こういった減額補正があまりみられません。「決算のときになって、また不用額が多額に出ないようにやり方をします。」とおっしゃっているので、その辺は、今回の補正予算で大丈夫なのでしょうか。これは副町長辺りに聞かないと分からないと思うのですけれど。

以上です。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

それでは、教育委員会関係の質問について、お答えをさせていただきたいと思います。議員御指摘のとおり、歳入のほうは確かに57万円ほど民生費に国庫補助金で上がってございます。そして、議員御指摘のとおり、歳出については17ページのほうの1の報酬の所で600万円ほど保育士報酬が減になってございますが、ここで相殺をしておるところです。当初、本当はもう少し多く減じる予定だったのですけれども、この57万円等々支出するところがあったので、それを見込んで600万円ほど減じるというものでございます。相殺をしておるところです。

それから、もう1点、私も先ほど説明させていただきましたとおり、今回につきましては会計年度任用職員ということで、パート職員も含めますが、その部分で手当をさせていただきました。制度そのものは、正保育士もということでございましたので、教育委員会の内部のほうでは、そこも含めて協議をし、教育委員会としては正職員もという思いではございましたが、人事、財政を当局と協議をするなかで、このたびは会計年度任用職員、パート職員だということでございましたので、私どもはそれに従って、今回は会計年度任用職員の部分でお願いをしたということでございます。

それから、空調でございます。こちらにつきましても、確かに金額がかなりはってござ

います。私どもも、ほかに良い手がないのか、今入れている機器を違う方向で、例えばエアコンを設置するなかで対応できないかとか、いろいろ検討はしてみたのですが、最終的にいちばん安くできるのがこの元のをそっくり入れ替えるという工事がいちばん安くできるということでございましたので、そこに向かっていきたいというふうには思っております。

以上となります。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

過大な予算ではないかということなのですが、今回、消費拡大キャンペーンとかにつきましても、3,610万円の予算に対して、交付決定額が3,200万円ほどでございました。ほぼ予想どおりだったのかなというところだったのですが、これも執行の実績報告がそれほど使わなかったということで上がってきまして、今回、590万円の補正というかたちになりました。先ほども説明させていただいたのですけれども、手元に資料がないのですが、飲食店・関連施設のほうでも思ったほどいかなかったということです。大きなところが新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の減でございます。2,206万4,000円ということなのですが、これは県が当初示した協力金の額をそのまま計上させていただいたので、この金額になっております。その下の時短要請協力金給付金も県の協力金の半額ということで計上させていただいたものですから、実績としては、それぞれ2,200万円と1,100万円余ってしまって、3,300万円ほどの減というかたちになってしまいました。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

最後の不用額に関する御質疑でございます。3月の補正の要求が2月上旬になっておりまして、まだ2月・3月の2か月くらいの執行期間があるものですから、確実に不用額と見込まれるものは減額措置はしますけれども、1か月の間で、雪の関係もあったりして、分からないものはしないところは多いと思います。ただ、これは当然町としては、いらないものは残しておく、本当に必要な執行しかしないわけでございます。その執行しないものは、次の繰越財源として重要な財源になっておりますので、御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

観光地域づくり課長、私が聞いているのは、今も言った県が指定された補助金をそのままそっくり上げたということですが、では、この県が指定された補助金と津南町の実態が合わなかったということですか。そんなになかったということですか。それとも、さっき言ったように、申請がそんなになくて余ったのかということですか。トータルで 4,700 万円、この新型コロナウイルス感染症対策の補助金で余らせているわけですから。良いことなのですから、なぜこんなにいっぱい余ったのかなという、その真意を聞きたかったので、お願いします。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

当初、県が示してきた保健所に登録してあるリストというのが、例えば、食品加工業みたいな工場とかも全部含めてなのです。これらを入れるとかなりの数になるのですが、実態は、ここでは飲食業は行っていないので、県の飲食業の時短要請の協力対象とはならないということなのです。もともと県が示してきた、保健所が持っているリストがかなり膨大な数だったので、これだけ余ってきたということでございます。

議長 (恩田 稔)

13 番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

県は、食品加工も含めて試算して出しているという、それであれば、例えばの話だけれど、パン屋さんとかお菓子屋さんとか、そういうものを作っている所も当然対象にすべきだったのではないかなと単純に思うのですが、いかがですか。これで終わります。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

県からのリストは確かにそういう野菜の加工業とかも入っていたのですが、実際は、お酒の提供はしてはだめですよということが目的なので、そこはリストには載っているのですが、もともと対象にはなっていなかったということです。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

風巻議員の御質疑にお答えしますが、新型コロナウイルス感染症対策は 3 年目に

入りまして、新型コロナウイルス感染症対策の予算の組み方について、かなりスピード感が求められるものが多くございました。ですので、通常予算の組み方とはかなり異なっていた状態が数年にわたって続いている、本当に非常的な事態でここまで走ってきたということになります。ですので、予算についても、かなりスピード重視ということで組みさせていただきましたけれども、議員御指摘のとおり、精査が必要な所はさせていただきながら、かつ、必要な対策がスピード感をもって皆様の手に届くようなことでやっていきたいと思っております。かなりこの間、非常にやったことのないことが多くございましたので、こういった事態もありましたけれども、今後については、ペースを掴みましたので、改善して行っていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

すみません。追加の説明になるのですが、今回ありました、まん延防止等の協力金に関しては、9月の実績に基づいて、かなり現実に近い数字で計上させていただいております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

観光地域づくり課長に今ほどの件でお伺いしたいのですが、県が飲食店のほかに製造業まで見込んだ額で見ていたということですが、それは製造業とかは別としても、この津南町の中で本当に年寄りが1人、2人でやっているような小さな飲食店、そういった所もくまなく対象にして、あるいは、「ちょっとここをこうすれば助成が出るよ。」とか、そんな指導も細かくしてきたのでしょうか。私、この新型コロナウイルス感染症対策についていつも思うのですが、なかなか御高齢のかたや、そういったかたがたは、ついつい面倒くさくなってということもあつたりするのですが、そこをやっぱり細かく親切に寄り添った対応をしていくべきだったと思うのです。そこら辺りは、十分にやったと思われているのでしょうか。

それから、教育委員会にお伺いしたいのですが、今回の減額がよく分からないのです。というのは、私たちは、令和3年3月3日の合同常任委員会の資料、これを頂いています。まず、18ページの委託料の612万7,000円、この減額は分かります。それから、工事請負費の増築工事減額3億8,800万円、これは今回の入札に関わるところなのですが分かります。この1,698万7,000円というのが分からないので、この合同常任委員会で示された資料に基づいて、どれが幾らというふうに教えていただきたいと思っております。それで、結局、この三つを減額した残りが継続費に上がっているのですよね。6,121万3,000円。では、いったい継続費に残りが全部上がっているということは。これはもう工事も実際しているわけだと思っております。だから、どうもその辺の意味が通じなくて分からないのです。

それから、試験掘削費補助金申請事務費 1,600 万円、これらについては、もう全額支払いをしてあるのか。もう補助金はやめたわけですよね。これも継続費に上がっているのか。どうもどれがどうなっているのか分からないので、この 3 月 3 日に頂いたこの表に基づいて説明をしていただければ有り難いと思います。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

今、津南町の事業者と呼ばれるかたがたは、恐らく 600 以上あると我々は考えております。そのなかで、実際にいろんな事業形態があったり、実態が本当にやっているのかどうかということも含めてになります。それらを全部、では、1 個 1 個、この事業の対象になるのだろうかとか 1 件 1 件はさすがに見切れないところがあるのですけれども、飲食店の時短に関して言うと、47 とかだったと思うのですけれども、いわゆる飲食店の形態を取っている所に関しては、全て拾ったうえで、それぞれの所と御相談をさせていただきながら、やらせていただいているので、今回、我々の職員には非常に忙しい思いをしながらがんばってもらっているのですけれども、かなりフォローはさせていただいていると思っておりますし、こちら辺は商工会さんとも連携しながら、なるべく国・県、それから町の事業に該当させるようにということで努力してきたつもりでございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

御質疑の件にお答えしたいのですが、なかなか説明が。皆様にお示しをしたところを今、手元に持って説明ができればいいのでしょうかけれども、細かく説明することができませんので、もし、お聞きをしていなければ、本当に細かになのですけれども、ここはこうなのだということはお答えさせていただきたいと思っております。それで、お答えが今できるころのものでさせてもらいますと、議員からも先ほどお話がありましたけれども、令和 3 年度で上げた部分がひまわり保育園の増築工事の施工監理委託料というものが 612 万 7,000 円上がっておったと。ただ、これは当然、令和 3 年度の工事が中止になったということで支払いをしないということになります。

それから、もう一つの保育園の補助金の申請事務、こちらは、当然のことながらひまわり保育園の地中熱に係るものでございまして、この議会でも説明をさせていただいたところでございます。その補助金の申請の事務に係るもので 1,600 万円予算を組ませていただきました。そのなかで、今年度の実績としては補助金採択をいただいたということでございまして、その分の支払いは当然出てくるということでございまして、1,600 万円のうち 1,552 万 1,000 円、これがひまわり保育園の地中熱に係るものの補助金の部分となってきます。そのほか、予算では園庭造成工事が 6,220 万円ほど予定をされておりましたが、なかで、これも予算のほうにお示しをしたのですが、削井工事があったり、伐根工事、植樹

工事、砂場・人工水路工事、遊具の設置工事ということでございました。これが4,521万2,000円ということになります。ですから、1,600万円の予算の部分と支払いを实际にした部分4,521万3,000円、この部分が6,121万3,000円ということになりますので、6ページの令和3年度の6,121万3,000円の所に数字が上がってくるということになります。なかなか難しいとは思いますが、そういったところがありまして、また事細かい所は、もし教育委員会のほうに来ていただければ、また詳細について御説明申し上げられればというふうには思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、観光地域づくり課です。くまなくフォローしてきたということであればいいのですけれども、やっぱり今回の新型コロナウイルス感染症関連の助成に関しては活発に大きくやっているところは問題はなかったのでしょうかけれども、本当に細々やっている人たちへの支援が行き届かないところが目立ったような気がしていましたので、商工会と連携という表現は良い表現だとは思いますが、任せっぱなしではなくて、やっぱり足で回っていただきたいということをお願いをしたいわけです。

それから、「分からない所は後で来い。」と言われたのですが、ここで今、私たちはこの補正予算を採決しなければならないのです。本来なら、これは事前にもうちょっと親切に説明をしていただきたいと思います。確かにおっしゃるとおり、ここで減額があって、残りが継続費に上がっているのですよね。令和3年度の予算として4億7,232万7,000円なのですけれども、この1,698万7,000円の減額が単純に園庭造成工事減とあるのですけれども、私たちは細かくもっているこれが、伐根か植樹だなんだかんだとあるのですが、どれに該当するのか分からないし、継続費に上がった分がその部分なのか分からないという状況があります。それと、1,600万円の補助金の申請事務費と掘削費、これは事務費については、報告書まで提出するための事務費だと私たちは最初に説明を受けました。補助金の報告書まで提出する事務費だという説明を受けました。これをそっくり1,000万円も払ってあるのでしょうか。そこ辺りが本当は細かく説明するべきだと思いますけれど、この辺どうなのでしょう。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

確かに、ちょっと分かりにくい部分がございます、説明を事前にしたほうが良いということでございます。その辺については、ここに来てですが、お詫びをさせてもらえないかと思っております。それで、保育園の園庭造成工事の1,698万7,000円は、先ほども申しましたけれど、令和3年度のところの工事です。私、今手元にないのですが、先ほど申し上げましたように、その園庭造成工事の部分の6,220万円の予算を令和3年度はもって

おったのです。削井工事が 2,713 万 400 円だと思います。この部分と伐根工事が 647 万 9,000 円、植樹工事が 246 万 4,000 円、砂場・人工水路工事が 143 万 8,800 円、遊具の設置工事が 770 万円、トータルすると 4,521 万 2,000 円になろうかと思います。そこで、4,521 万円につきましては、支払いの関係がありまして、6,220 万円から今言った 4,521 万 3,000 円を引くと、その数字になってくるのかなと思ってございます。

議長（恩田 稔）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

今ほど言われた数字が私たちが頂いたこの数字と違うのですよ。私たちは、これしか頂いていないのです。もう一般質問でもくどく言っていますけれど、数字が違っているではないですか。どうなのでしょう。 —（村山議員「そっちの資料をこっちにもらわないと分からない。」、津端議員「もらってある。今言ったのは。」の声あり。） —

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

前に、令和 2 年度・3 年度のものの資料を確かお渡しをしてあるかと思うのです。精算分の。そこで載ってなかったというのが今ほどあったような部分の。これは、お渡しをしてありますよね。令和 2 年度・3 年度分の清算のものは。 —（村山議員「あったあった。」の声あり。） — それに基づいたものとなっているのですが、最初に皆さんにお示しした概算で出したものとは全く数字は異なるものに当然なっています。その予算に基づいて実績を出したものを、先般、皆様にお示しをしたものが今私が申し上げた数字と合っていることとなります。そこで予算に対して余ったものを清算した結果として、今ほど、これくらい余るということで御理解いただければと思っております。ですから、令和 2 年度・3 年度でお示したところで触れていなかったのが 1,600 万円の保育園の地中熱の補助金申請、これが 1,600 万円上がっていたけれども、その時点では、まだ報告書等々まで頂いていないので、それが出次第、清算させていただくというものでございました。その報告書をまた上げてきてもらったなかで、1,552 万 1,000 円ということで、予算に対して清算をさせてもらうというものになっています。それで、現時点での継続費の補正は、その 1,600 万円の予算と実際に支払いをした 4,521 万 3,000 円を足したところの 6,121 万 3,000 円、それが継続費の令和 3 年度の 6,121 万 3,000 円ということになっています。 —（石田議員「私が途中のものを分からなくて申し訳ありませんでした。」の声あり。） —

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

教育委員会にお聞きするのですが、保育士の報酬や給与の点です。2月3月の会計年度任用職員、先ほども質疑がありましたけれど、今回は2月・3月分ですが、厚生労働省のほうは9月までは10割負担ですよ。それ以降は、3分の1ずつなのか、自治体負担もあるのですけれど、これは、保育士の処遇改善について、厚生労働省のほうも言っているのですけれど、1人当たり月平均9,000円の賃上げをなさいという通達が来ていると思うのです。いろんな自治体の状況で、このとおり9,000円の賃金アップは無理かもしれないのですが、この職員の処遇改善に向けて、今回の申請した収入をほかの職員にも充てることができるよう、柔軟な運用を認めるとしているのです。9,000円引き上げると設計されたけれども、実際の保育所などは設定人員より多くの人員を配置しているわけですよ。その人たちにも1人当たり9,000円アップという規模ではないと思うのですけれど、保育士以外の職員にも、一時保育などの補助事業を担う職員とか、そういうかたたちにも補助をなさいと。対象外なのですけれどもね。この今の保育士以外は。でも、そのかたたちにも補助をしてあげなさいということ言っているのです。今回、会計年度任用職員の人たちに3,000円から6,000円ということなのですけれど、そこは国がそういうふうに職員の人たちの賃金を上げなさいと言っているのですから、この人たちももう少し上げてあげたいし、正職員の保育士に対して、9,000円の賃金アップというのはできるのですか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

まずは保育士の関係です。先ほど説明したかと思えますけれども、会計年度任用職員を中心としたベースアップ、3%分程度上げるということで、その中には当然、会計年度任用職員の保育士以外の調理員とか用務員とか、そういう保育園で働いている会計年度任用職員、パート職員は全て含まれております。それは令和4年度4月以降、また改めて予算措置するようなかたちになろうかと思えます。

あと、正規職員につきましては、我々一般事務と同じ行政職1級という給与表を使っております。これは御承知のとおり、ほかの企業と比べて人事院勧告を出されているものですから、正職員につきましては、ほかの企業と同等程度という我々事務職と同じ給与表を使っているというところでございますので、今回は会計年度任用職員だけにさせていただいたというところでございます。

議長 (恩田 稔)

10番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

そうなのですよ。人事院勧告では減額されていますよね。かたや減額しておいて、こういうふうに保育士などの賃金を上げなさいと、非常に国の言うのは矛盾しているのですよ。賃金を人事院勧告で下げておきながら、今度は上げなさいと、矛盾した制度だと思う

のです。

それで、17 ページの会計年度任用職員の 600 万円の減、もう一度説明してもいたいのですけれど、職員が減ということではないのですね。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

当然、職員が減ということではなくて、予算に対し実績によりまして。本当は 700 万円程度あったのですが、今ほどの 57 万 4,000 円の歳入に対する歳出が当然出てくるものですから、先ほども風巻議員にもお答えしたとおりでございますが、そこを見込んで減額をさせてもらっておるということで御理解をいただければと思っております。

それから、先ほど議員のほうから一時保育というようなこともございましたが、子育て支援センターの職員分がやはりこの交付金の対象外となっておりますが、この分については町単で手当てをしたいということで協議は済んでおるところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

分かりました。保育園の増築工事の件ですが、今説明を聞いても、数字のほうもはっきり変わった部分もありますので分かりにくい。これはもう一度、数字をしっかりと出して、皆が分かるまで説明してください。最初の額と全然変わってきているわけですから。この地中熱の補助金の申請だって、最初は 1,000 万円ですよ。それでいろいろあったではないですか。町では補助金の申請手続きができないとか、どこかの設計士に頼んだり、東京のほうの業者にも頼んだりという発言があったりしましたから、この辺はしっかりもっと透明感を持った数字を出したり説明をしてほしいと思います。今回のこの補正はちょっと分かりません。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

なかなか私ども、先ほど申し上げましたとおり精算分については、これくらい令和 2 年度・3 年度掛かりました。議員の皆様から御要望がありましたので、真摯にお答えをさせていただいたのかなとは思っております。ただ、予算に対して、実際の執行額がこれだけで残がこれだけ出たというところまでの丁寧な話は確かにしていませんので、その部分で少し、先ほどの石田議員ではないですけれども、分からない所があって、私どもの説明が少し足りなかった部分があるのかなというふうには反省をしております。また、その部分、先ほども申し上げましたけれども、もう少し分かる資料ということであれば、

作成をさせてもらって、いつの機会になるか分かりませんが、御提示ができればいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

三、四、お伺ひいたします。

一つは、新規就農者の関係でございます。これにつきましては、前倒しで交付されたということで、令和 2 年度の予算で令和 3 年度の新規就農者については措置されているのだと思ひますが、実際、令和 3 年度の新規就農者というのは何人の実績でしょうか。

それから、商工関係の消費拡大キャンペーンなのですけれども、実績としては、何件ありましたでしょうか。

それから、雑入の中で聞きたいのですけれども、新潟県市町村振興協会の交付金に関連しまして、この協会は、宝くじを原資として配分しているのだと思ひますがけれども、この協会の予算規模というのはどのくらいあるのでしょうか。また、交付金の分配基準というのはどのようになっているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、保育園関係なのですけれども、今年度の当初予算で補助金申請事務の委託料ほかということで、確か 1,600 万円上がっていたと思ひます。そして、昨年 2 月 5 日の全員協議会の資料では、その申請事務費が 1,280 万円になっていたと思ひます。そこで、1,280 万円というのは、令和 3 年度・4 年度ということだと思ひますがけれども、そこはどうなっていたのでしょうか。

それから、この委託料につきましては、全額もう払われたということで、1,500 万円ですか。これは全部払ったのでしょうか。

そして、もう一つ実施設計料、それから今回の補助金申請委託料も両方みんな払って、1,600 万円というのが実際には不用額が全くないわけなのですけれども、これは間違いないのででしょうか。

そして、町長にお聞きしますけれども、この事務申請の関係、実施設計の関係、これは既に支払われたということで、著作権が町にあるものだったと思ひますがけれども、町の財産として現状でこの価値というのはどのくらいあるのか。どのくらいと考へておりますか。お伺ひしたいと思ひます。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（村山大成）

新規就農者の事業に関しましては、4 人のかたから取り組んでいただいております。よろしくお願ひします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

消費拡大キャンペーンの件数ということなのですけれども、飲食店が 24、小売業が 25、サービス業が 16、製造業が 5、宿泊業が 7、合計 77 件となっております。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

新潟県市町村振興協会なのですけれども、予算規模というのは今確認できないので、また調べた後で御連絡させていただきたいと思います。分配基準なのですけれども、公益の増進を目的とする事業で、総務省令で定める事業ということで、総務省令というもののの中に地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策ということで、今回は、いわゆる高齢化ということで老人福祉費の事業に充当させていただきました。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

補助金申請のところでは、議員御指摘のとおり、1,600 万円を令和 3 年度はみさせていただきました。トータルでいくと、2 か年で 1,800 万円ちょっとあったのですが、令和 3 年度と令和 4 年度に分けて、令和 3 年度分が 1,600 万円、残りが令和 4 年度分ということで予定をさせてもらっておりました。当然、令和 4 年度分については、支払いが発生してこないということになりますので、令和 3 年度の 1,600 万円の中での支払いということになります。それで、私どもが委託をしていた委託料の中でしていた業務について、設計事務所さんのほうが環境省に補助金申請をいたしまして、その部分でこのたび採択をいただいたなかで、令和 3 年度・4 年度ということで補助金申請をして、採択をいただいてきたという結果が出てございます。それに対しまして、補助金申請の時には採択をされたということで、実績が評価をされるわけではございまして、その部分に対する対価として、今のところ 1,600 万円の予算の中で 1,552 万 1,000 円を清算させていただくという予定でいる。当然のことながら、報告書等々をもってして清算をするということで考えてございません。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

補助金申請事務委託料、また、令和 2 年度行いました実施設計委託料、いずれも委託契

約を結ぶなかで、町と㈱ワシツ設計のなかで信義をもって信頼して事業をしていただけるものと思い進めてまいったものでございます。ただ、結果として不落ということになりました。そしてまた、価格設定が市場を反映していなかったということが分かったわけでございます。非常に厳しい点については、私どもも認識できなかったという所に大きな責任があると思っております。また、私どもとしては、信じてお任せするしかなかった。この庁舎内に絵を描ける者もない、技師も十分にいないというなかでありまして、設計会社のほうにお任せしてきたというところでございます。今後、皆様からお聞きしたい点についてお答えさせていただくこととなっておりますわけでございますが、その際に御説明できることについて真摯に御説明させていただきたいと思っております。どちらの責任ということについては、そのときに申し上げたいと思っておりますけれども、私どもは信じてお任せするしかなかったといったような客観的な状況がございました。ということでございます。そして、今後の財産としての評価ということですが、全て設計の材料については置いて帰っていただきました。全てデータから何から置いていっていただいたわけでございます。今後の方向性について皆様とお話させていただきたいというふうに申し上げましたが、これまでの計画を無にすることなく、見直しをさせていただくなかで、仕切り直しをしたいと思っております。これらについては成果物として受け取っているという状況でございます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

では、もう一度お聞きします。今、成果物として受け取ったということなのですが、新たにこれから保育園をなんとかするということになりましても、今の実施設計、補助金申請事務につきましても成果がきつとあるかと思っておりますけれども、実際にそれが新たなものに結び付いていくというような価値が本当に今あるかどうかということを私は聞いているので、お答え願いたいと思っております。

それから、先ほど、1,600 万円ほど予算が上がっていました申請事務なのですが、全部で 1,552 万 1,000 円で申請事務の委託契約をやったのでしょうか。そうすると、大体 1,600 万円ですが、若干の不用額が出るかと思っておりますけれども、そこはどうなっているのでしょうか。

それから、2月5日の説明では、補助金申請事務費で令和3年度が1,000万円、令和4年度が2,800万円となっていたと思うのですが、1,552万1,000円になったという理由はどういうふうになったのでしょうか。

それから、その1,552万1,000円となると、不用額が確かに出るはず。1,600万円上がっていましたので、出るかと思うのですが、それはどうなっているのでしょうか。

1,552万1,000円は、教育委員会のほうで事務に関して事務委託とか申請の関係で契約をしたのだと思っておりますけれども、その契約の時に1,552万1,000円という額を決めたのはどういうふうな。そこで設計会社とのやり取りがありましたでしょうか。

お伺いします。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

すみません。議員のおっしゃっている 1,280 万円というのが、私が今持っている数字で手元にないのですけれども、1,600 万円については、当然のことながら令和 3 年度の予算の中でもともと措置をされているというものでございます。そのなかで、補助金申請事務ということで、幾らくらいでできるかということで補助金の申請事務の設計業者とも相談し、協議をしながら、当然見積り等々も取っていくなかで、先ほど申しあげました 2 か年のなかで令和 3 年度はこれくらい、令和 4 年度はこれくらいということで割振りをさせていただいて、令和 3 年度のものについては 1,600 万円、その事細かな 1,600 万円の委託事業については今資料が手元にないのですけれども、当然、試験の掘削費、こういったものもその中に入っています。当然、申請をすべきこういったデータが必要だというものですから、試験の掘削をして、そのデータを基にして補助金申請をしているものですから、そういった事細かなデータの処理、こういったものを 1,552 万 1,000 円の中には入っているということでお願いをしたいと思っています。

そのものの不用額ということなのですが、これは私よりも総務課のほうがよろしいのかもしれませんが、継続費補正の先ほどの 6,121 万 3,000 円の中には、まだ清算されていない 1,600 万円という数字が恐らく入っているのだと思います。1,600 万円足すことの実際に園庭造成工事で支払いをしました先ほど申しあげました 4,521 万 3,000 円、これを足すと 6,121 万 3,000 円になろうかと思っています。ですから、この継続費補正をしたなかで、今後、不用額が出てくれば、これは決算なのかどこか分かりませんが、その部分で恐らく数字が出てくるのかなと。これは総務課のほうと協議しなければ、その数字がどこから出てくるのかということにはなりますが、そういったものを決算のときにはお示しができるのかなと思っています。実際に 12 節の委託料の 81 細節の保育園の補助金申請事務 1,600 万円というのは、まだ予算には残っている状態ですので、そこから支払いをしたものがまた残るということにはなろうかと思っています。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今ある価値という御質疑でございました。当然、地中熱等につきましては試掘をしておりますので、ひまわり保育園の地中熱の状況というのはデータとして残っております。仮に次の保育園に向かうときに環境を配慮して地中熱にするということであれば、データがあるということなので、価値は当然あるのかなと思っています。実施設計におきましては、今後、どういうふうにしていくかでございますけれども、今の実施設計、成果物として頂いており、それは我々が自由に取扱うことができますので、その価値はゼロというわけではないと思っています。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

では、今ちょっとよく分からなかったのですけれども、園庭工事の中と申請事務、一緒になって 1,600 万円というのを使っているの、不用額は無いということなのですね。よく分からなかったのですが、そういうことなのですか。

今、価値はゼロではないということではあるのですが、そこはどのくらいの価値があるのか。新しいことに向かってくるとなれば、当然、全てのもが最初からしなくてはならないので、成果としてはあるかもしれませんが、ゼロではないと言われますが、限りなくゼロに近いのではないかと私は思います。

今の関係なのではあるけれども、私も混乱して分からなくなっておりますが、園庭工事と補助金申請の関係の委託なのではあるけれども、それを足すと 1,600 万円を超えるので不用額は無いということがよく分からないので、もう一度お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今ほどの継続費と不用額の関係をお話させていただきます。この予算書 6 ページの継続費の補正の 6,121 万 3,000 円というのは、既に支出した部分と、先ほど次長が説明した 1,600 万円、まだ額が確定していないということで 1,600 万円の数字を足して、この表を作っております。実際、1,552 万 1,000 円というお話でしたので、決算書を作るときには 1,600 万円に対しての 1,552 万 1,000 円ということで、その時点で不用額が出るようなかたちになります。この表は、あくまでも継続費の計算をするための表ということで、不用額はここでは目に見えていないといえますか、決算の際に不用額が出てくるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

では、この補助金申請については、全て支払い済みということでよろしいのですね。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

報告書を頂いて、その報告書に基づいて清算させていただくということでございます。

議長（恩田 稔）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

観光地域づくり課にまずお願いします。19 ページの消費拡大キャンペーン補助金です。579 万円という多額な減額なのですが、飲食店とかには 50 万円、そのほかには 20 万円という開きがあったのですが、苦境にあえぐのは同じだと思いますので、飲食店以外の人たちも「20 万円では少なすぎて、あつという間にかたちだけで終わってしまった。」という声をたくさん聴いております。その点では、そこはどうにかならなかったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

例えば、小売業ですと 25 件申請していただきまして、広告宣伝で 250 万円、キャンペーンのほうで 500 万円の交付決定をしたのですが、実際には 499 万 8,000 円という額になりました。これらの数が多いか少ないかというところになるわけなのですが、製造小売業の売上高でいきますと、1,400 万円の売上があったというふうに聞いておまして、68%の投資に対する事業効果があったと我々のほうは評価しております。補助事業全体ですと、広告費を除きますけれど 332%の費用対効果があったと考えております。

議長（恩田 稔）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

時短要請の補助金についても、2,000 万円という多額の減額なのですが、600 の事業所のうち保健所に登録された 47 事業所ということなのですが、本当にこれは範囲が狭すぎると思います。せつかくの補助金、苦境を救うには、それ以外の事業者にも対象を広げてやるべきだと思います。

それから、もう一つ。教育委員会に伺います。21 ページです。広島への原爆記念式典、これは新型コロナウイルス感染症の関係で中止になったのですが、私たちは、中止になったら、原爆写真展をぜひ開いてほしいということで町長にもお願いしたり、いろいろ提案していたのですが、そういうことは検討されなかったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

新型コロナウイルス感染症の関係で中止になったわけですが、そういった検討は

されておりませんでした。鶴を折って届けるという活動はしましたけれども、その分については、検討はございませんでした。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策につきましては、本当はかなり数多く、今、数えただけで12以上の事業をいろいろ展開させていただいております。時短要請協力金につきましては、県の補助金要綱に基づいて飲食店が対象なのですけれども、いろんな事業者を対象としている事業がありますので、そちらのほうは、なるべく丁寧にやってきたつもりでございます。石田議員からも御質疑があったところですが、実際に我々としては、かなり丁寧に御説明させていただいたりして拾ってきたところなんです。正直600という、いろんな事業者のかたを600事業者というかたちになるのですけれども、確かに行き届かなかった所はあるのかもしれない。この津南町の規模ですのであれですが、多分、もっと大きな市町村さんですと、恐らく行政のほうで見切れなかった部分があるのだろうと思っています。そういった事業者さんの中で、「この事業者さんはどうなの。」ということをお願いしたり、それから、「ほかの市町村ではこういうかたちでフォローしているけれども、津南町ではできませんか。」というようなことであれば、なるべくそのように向かっていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

補助金については、本当に苦境にあえぐような事業者を救うという意味でも、この予算を有効に使って、ぜひ事業者を救っていただきたいと思っております。

それから、教育委員会にも。やっぱり平和教育ですね。子どもたちに平和を伝えるという意味でも、せつかくの予算ですので、有効に使っていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

換気のため、2時55分まで休憩いたします。

—（午後2時37分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後2時55分）—

議長（恩田 稔）

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 8 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 9 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 9 号について採決いたします。

議案第 9 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 10 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 11 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 12 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第 13 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 13

議案第 14 号 津南町地域福祉基金の処分について

日 程 第 14

議案第 15 号 令和 4 年度津南町一般会計予算

日 程 第 15

議案第 16 号 令和 4 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 16

議案第 17 号 令和 4 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 17

議案第 18 号 令和 4 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 18

議案第 19 号 令和 4 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 19

議案第 20 号 令和 4 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 20

議案第 21 号 令和 4 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 21

議案第 22 号 令和 4 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 13 号から議案第 22 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 13 号から議案第 22 号まで一括して御説明申し上げます。

令和4年度の予算規模につきましては、一般会計で70億円、対前年度比1.24%の減、特別会計及び病院事業会計では、総額で52億3,740万円、対前年度比0.69%の減となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、122億3,740万円、対前年度比1.01%の減となりました。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

令和4年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月16日まで休会とし、8日と9日を委員会審査としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から3月16日まで休会することに決定いたしました。

3月17日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後3時01分）—